

令和5年5月11日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社サッポロフェンスに対し、労働災害を発生させたにもかかわらず労働基準監督署長に虚偽の報告を行ったことから、指名停止1か月の措置を行いました。

株式会社サッポロフェンスは、一般工事（北海道開発局以外の発注工事）において負傷者を発生させたにもかかわらず、自社の作業場で負傷したとする旨の虚偽の労働者死傷病報告書を札幌東労働基準監督署長に提出した。

このことにより、労働安全衛生法第100条第1項及び労働安全衛生規則第97条第1項に基づき、札幌簡易裁判所において、同法人及び同法人役員が罰金刑に処せられ、刑が確定したため、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社サッポロフェンス	札幌市清田区清田356-406

2. 指名停止措置期間：令和5年5月11日～令和5年6月10日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 臼井 義晃（内線5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 長能 章久（内線5833）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>